

ヒト・クローン作成禁止の倫理的根拠とリプロダクティブ・ライツ

中澤 務

この論文の課題は、(1)ヒト・クローン作成⁽¹⁾禁止の倫理的根拠を権利の観点から説明すること、及び、(2)不妊治療の一環として主張されるヒト・クローン作成の要求に対する対処のあり方を考察することである。まず、この二つの課題の密接な結びつきについて説明しておきたい。

ヒト・クローン作成は決して新しい問題ではない。1960-70年代における展開を第一次ブームとすれば、1997年のクローン羊誕生を発端とする現在の状況は、第二次ブームともいえるものである。だが、その間には重大な相違がある。というのも、両者の間には、1978年の試験管ベビー誕生を端緒とする、不妊治療の隆盛という歴史的な動きがあり、これによりヒト・クローン作成の持つ社会的意味に大きな変容がみられるからである。第一次ブームにおいては、ヒト・クローン作成はもっぱら、優れた人間の大量コピーとしてイメージされ、議論の中心の論点は、生命科学による人類の質的向上という目的の倫理性を巡るものであった⁽²⁾。しかし、第二次ブームにおいては

これとは大きく異なり、ヒト・クローン作成は有効な不妊治療の一手段として注目されているのである⁽³⁾。実際、ドリー誕生を受けて真っ先に公表されたのは、不妊症のカップルを対象としたクローン作成計画であったし、同様の計画はその後も後を絶たない⁽⁴⁾。

こうした状況の変化に伴って、ヒト・クローン作成の倫理性を巡る議論の論点も変化しており、第一次ブームの発想で現在の問題を見るとポイントを逸する恐れがある⁽⁵⁾。たとえば、不妊治療の一環としてであれば、問題となるのは一人のクローン個体のみが作成されるような小規模なクローン作成であるから、我々は、同一人物のクローン個体が大量に作成されるような状況を想定する必要はない。それゆえ我々は、遺伝子プールの貧困化や、優生学社会の危険性などを根拠とした反対論を、さしあたりは、度外視できるとするに思われる。これらの問題は、特定の遺伝子型を大量に複製するような場合に生じる問題だと考えられるからである。

むしろ我々が論ずべきは、不妊治療の倫理的枠組の問題と重なり合うような問題であり、実際、最近の論調は、こうした線に沿うものになっているように思われる。たとえば、わが国において2000年11月に成立し、2001年6月に施行された、いわゆるクローン規制法（「ヒトに関するクローン技術の規制に関する法律」）の成立の過程を見ても、生み出されたクローン個体の被る様々な危害や権利侵害あるいは尊厳の破壊などに主要な禁止根拠が求められているといつてよいであろう⁽⁶⁾。

それゆえ、現段階で最も急務の仕事は、このような観点から規制の根拠を明確にすること、及び、不妊治療の倫理的枠組の中のヒト・クローン作成の位置づけをはっきりさせることなのである。

1 ヒト・クローン作成禁止の倫理的根拠

1-1 従来のアプローチの問題点

このような点から考えるとき、規制根拠として最も有効なのは、尊厳や権利を根拠としたものであろう。まずは、従来の考え方とその問題点を見ておきたい。

《1》このタイプに属する見解で最も一般的なものは、「人間の尊厳」を根拠としたものであるが、この場合、尊厳が

破壊されるということの意味が問題となろう。多くの場合、尊厳の破壊は、人間が手段化されることとして捉えられている⁽⁷⁾。では、クローン個体はいかなる意味で手段化されるのだろうか。たとえば移植用の臓器を得るためにクローン個体が作成されるような極端な場合であれば、クローン個体は手段化され、人間としての尊厳を否定されているといえるかもしれない。しかし、こうしたケースは少数であり、また現実性も乏しい。したがって、この根拠は、クローン作成の禁止根拠として十分なものとはいえない。

《2》別の見解は、クローン個体が蒙ると予想される様々な身体的および精神的「危害」を根拠とするものである。身体的危害としては、たとえば寿命の低下、障害の発生など、精神的危害としては、自己のアイデンティティを巡る心理的影響、親の過度の期待によって受ける心理的圧迫⁽⁸⁾、社会的偏見による差別などが考えられるであろう⁽⁹⁾。こうした予想される危害は、禁止の理由になりうるであろうか。身体的危害については、現在のところ、これが最も強力な禁止根拠になっており、実際それは正当かつ十分なものであるといえる⁽¹⁰⁾。しかし問題は、安全性が確立された後どうするかである。その場合、クローン個体の被る精神的危害に関して、正確で確実な予想を与えることは困難であろう。実際、こうした精神的危害については、たとえばA1

Dなどの人工授精技術によって生まれた子供も同様に蒙ると予想される。クローン個体に限って、質的にも量的にもこれを大きく凌ぐ危害が生じると確認することは困難であるように思われる⁽¹¹⁾。

《3》もう一つの見解は、危害の内実を、実質的な身体的・精神的苦痛を蒙ることではなく、何らかの「権利侵害」として捉えようとする。すなわち、ヒト・クローン作成は、作成されるクローン個体の持つ何らかの権利を侵害すると考えるのである。侵害される権利として、「唯一の遺伝子を持つ権利」⁽¹²⁾、「自分の未来に対して無知でいる権利」⁽¹³⁾などが案出されてきた。しかし、こうした権利はヒト・クローン作成の禁止を正当化する文脈で考案されてきたものであり、既存のものではない⁽¹⁴⁾。それゆえ、我々が本当にこうした権利を持っているのか否かは疑わしいといわざるをえないし、それが十分な市民権を獲得できるとも思えない。

では、これら以外の仕方での規制の根拠を説明することは可能だろうか。私は可能であると考え、そのためには、以上とは異なる二つの新たな視点が必要となる。すなわち、第一は、クローンを作成する側の動機の内容に着目することであり、第二は、子供が持つ権利の特殊性に注目することである。

1-2 クローン作成の二つの動機

第一の視点に関して、私は、ヒト・クローンを作成する動機を二つに区別したい⁽¹⁵⁾。

(1) 典型的なクローン作成の場合、ある個体Xのクローン個体を作ろうとする動機は、「個体の遺伝子型を複製して、Xと同一の表現形質を有する個体X'を作り出す」ことにある。使い古された例であるが、自分の子供をバスケットボールのスター選手にしたいと望む人が、マイケル・ジョーダンのクローニングを企てたとしよう。このとき、作成者の動機の中には「個体Xの遺伝子型を複製して、Xと同一の表現形質を有する個体X'を作り出す」ということが本質的要素として含まれており、これが含まれていない場合、彼の行為は理解不能となる。この、クローン作成に典型的な動機を、「複製的動機」と呼ぶことにしたい。

(2) これに対して、「複製的動機」とは異なる動機が例外的に存在しうる。この動機を典型的に持つのは不妊治療の一環としてクローン作成が企図される場合である。たとえば、不妊の夫婦で、しかも両者とも配偶子に問題がある場合を考えよう。この夫婦が、血のつながった子供を得る最後の手段として、いずれか一方のクローン作成を希望する場合、その動機の記述に注目するならば、この場合のクローン作成の動機は「複製的動機」とは異なっているよう

に思われる。なぜなら、この場合のクローン作成の動機は、端的に、血のつながった子供を得るという点に存しており、「特定の表現形質の再現」は動機の記述の中には入ってこないからである。このような動機を「非複製的動機」と呼ぶことにする⁽¹⁶⁾。

この場合、夫婦が希望すると想定されるのは夫か妻いずれかのクローニングである以上、確かに特定の遺伝子型の複製が問題になっているとはいえる。しかし、「子供を得ること」と「複製」との関係を考えるならば、この場合の動機は「複製的動機」とは明らかに異なる。「複製的動機」の場合、子供は特定の遺伝子型の「複製」でなければならなかった。しかし、「非複製的動機」の場合、子供が特定の遺伝子型の「複製」であるのは、血のつながった子供を得るための最後の手段としてであり、複製そのものが目的ではない。複製が目的でないことは、反事実的想定をしてテストしてみれば判定しうる。すなわち、もし両親の配偶子に問題がなく、通常の方法で子供を作ることができたとしたら、彼らはクローニングを行なわないであろう。ここから、両親は「血のつながった子供を得る」ための手段としてクローニングを選んでいるのであり、「複製する」ための手段としてクローニングを選んでいるのではないことがわかる⁽¹⁷⁾。

1-3 開かれた未来に対する権利

第二の視点は、子供の権利の特殊性に注目することである⁽¹⁸⁾。ファインバーグは、ヒト・クローンは別の文脈で、子供は大人とは異なる特有の権利を持っていると主張し、これを「開かれた未来に対する権利 (right to an open future)」として定式化した⁽¹⁹⁾。この概念は誤解を受けやすいと思われるので、詳しく説明しておきたい。

ファインバーグは、人間の持つ権利を三つに区分する。すなわち、(1)大人も子供も共通に持っている権利 (A-C-rights)、(2)大人のみが持っている権利 (A-rights)、(3)子供のみが持っている権利 (C-rights) である。多くの権利 (たとえば暴力を受けない権利や財産を奪われない権利など) は (1) に分類されるが、(2) のように子供には基本的に帰属しない権利も存在する (たとえば選挙権、飲酒する権利などの法的権利。自由な宗教活動をする自律権など)。では、(3) はどのような権利なのであろうか。ファインバーグは (3) には二種類のものがあると主張する。すなわち一つは、(3-1) 依存する権利であり、これは子供が未だ自立していない存在であることに由来する。もう一つは、(3-2) 「担保された権利 (rights-in-trust)」と呼ばれるものであり、これが「開かれた未来に対する権利」にほかならない。ファインバーグによれば、この権利は、

大人の持つ自律権（すなわち（2））と同内容のものであるが、しかし、子供は成人するまではそれを行使することができないので、子供が成人するまで、保存されなければならないのである。この「担保された権利」は、子供が大人になった時に全く新たに付与される権利ではなく、あくまでも、子供が何らかのかたちであらかじめ持っている権利である。実際、子供が未だ成人しないうちに、この担保された権利があらかじめ破壊されてしまうような事態は想定可能である。二つ例を挙げたい。

（A）たとえば、親が必要な教育を子供に受けさせない場合、子供に対する権利侵害が生じていると考えられる。しかし、子供のその時点での直接的な利害を持ち出しても、このことは説明できない。なぜなら、教育は、子供の成長後の利益と密接な関係を持つものだからである。子供に教育を受けさせないということは、その子供の将来における生き方の自律的な選択の幅が狭められるということを意味しているのであり、だからこそ、そうした振る舞いは権利侵害になるのだと考えられる⁽²⁰⁾。

（B）幼い子供は未だ生殖能力が発揮されないので、生殖の権利を行使することはできない。しかし、そうした子供から意図的に生殖能力を奪うことは、その子供に対する権利侵害である。この権利侵害は、子供の将来における生殖

の権利の行使の可能性を考慮に入れなければ、理解不能であるように思われる⁽²¹⁾。

これらの例は、子供が「開かれた未来に対する権利」という特殊な権利を持つことを示しているように思われる⁽²²⁾。

1-4 「複製的動機」と「開かれた未来に対する権利」

二つの視点が明らかになったので、次にヒト・クローン作成における権利侵害がどのようなかたちで生じるのかを考察しよう。ファインバークも指摘するように⁽²³⁾、「開かれた未来に対する権利」が最も衝突を起こしやすいのは、親の側の養育の方針に関する自己決定権である。すなわち、親は一般的に、子供の教育方針やライフスタイルの決定に関して決定権を持つが、その内容が著しく常識に反するような場合、子供の「開かれた未来に対する権利」を侵害することになる。ヒト・クローン作成における権利侵害もこれと同様のものとして理解しうるが、さらに、より深刻かつ直接的なものになると予想される。

たとえば、先のマイケル・ジョーダンのクローニングの例でいえば、クローン個体はバスケットボールのスター選手にするという意図のもとに作成されるのであり、その個体が生み出された動機の中に、すでにその個体の将来のあ

り方が、選択の余地のないかたちで、あらかじめ含み込まれている。ここには職業選択の自由に対する権利侵害が顕著に含まれているが、しかし、これにとどまるものではない。クローン作成の動機の中に含まれる、クローン個人の将来のあり方は、単に職業という外在的なあり方だけでなく、より内在的で本質的なあり方に関わる可能性が高いからである。たとえば、マザー・テレサのような偉人のクローニングを考えよう。この場合、作成者が再現を意図しているのは、偉人の全人格的な性質であり、単なる職業や身体的特長などの外在的な性質ではない。こうした場合、「開かれた未来に対する権利」は、あらゆる側面から侵害されることになるだろう。なぜなら、そうした偉人のクローン個人は、内面的なあり方に関してまで、特定のあり方をする²¹⁾こと期待され強要されるからである。

さらにまた、ヒト・クローン作成における権利侵害は、より直接的なものである。すでに見たとおり、「複製的動機」の中には、「個体Xの持つ遺伝子型を複製して、Xと同一の表現形質を有する個体Xを作り出す」ということが本質的な要素として含み込まれており、これなしには「複製的動機」は成立しえないものであった。しかるに、この特定の表現形質を再現するという意図そのものが、「開かれた未来に対する権利」を直接的に侵害するのである。すなわ

ち、「複製的動機」は、図らずも付帯的に権利侵害を帰結してしまうのではなく、「複製的動機」そのものが権利侵害と表裏一体のものである⁽²⁴⁾。

2 ヒト・クローン作成と

リプロダクティブ・ライツ

2-1 リプロダクティブ・ライツとしてのヒト・クローニング作成

以上のように、「複製的動機」に基づくクローン作成は、重大な権利侵害を直接的に内包するものであり、それゆえ、それを禁止するための十分な道徳的根拠が存在する。

これに対して、(1) 完全な「非複製的動機」に基づき、(2) 現行の「生殖を巡る権利（リプロダクティブ・ライツ）」の延長線上に理解され⁽²⁵⁾、かつ、(3) クローニングという手段を選ぶ合理的理由が存在する場合、我々はヒト・クローン作成を禁止するための明確な倫理的根拠を持たないように思われる。そこで以下、これらの条件について考察し、不妊治療の一環として企図されるヒト・クローン作成の中には、これらに抵触しないものがあるということをも明らかにしたい。

まず、(1) を満たすのはどのようなケースであろうか。

すでに述べてきたように、これを満たす典型的なケースは、不妊治療のためのクローニングである。もちろん、全ての不妊治療が必然的に「非複製的動機」に基づいて行われるわけではない。たとえば、不妊のカップルが、どうせ持つなら優秀な人間のクローンにしたいと考える場合、そこには「複製的動機」が入り込んでいる。しかし、このような例外を除けば、不妊治療におけるクローニングの要求の多くは、非複製的動機に基づくといつてよいように思われる。

では、不妊治療以外のケースでこの条件を満たすものがあるだろうか。確かに、他にも倫理的に容認可能ではないかと疑われるケースは指摘されてきた。たとえば、すでに存在する子供に臓器や組織の移植が必要だがドナーが見出せない場合、あるいは、死んだ子供の代わりを作る場合などである⁽²⁶⁾。だが実際には、これらのケースには多かれ少なかれ「複製的動機」が含まれている。なぜなら、いずれも、すでに存在している子供の何らかの表現形質を再現するということが、目的の一部をなしているからである。このように、こうしたケースの場合、何らかのかたちで「複製的動機」が混入せざるをえず、それゆえ、倫理的観点から見て問題があるように思われる。このように、この条件を満たしうるケースは一般に想定されるよりも少なく、個々のケースに応じた慎重な対応が必要となるだろう⁽²⁷⁾。

次に(2)について考察しよう。果たして、リプロダクティブ・ライツの中には、自分達に遺伝的なつながりの近い子供を持つ権利が含まれているだろうか。これは難しい問題であるが、少なくとも現行のリプロダクティブ・ライツの枠組の中では、我々はこうした権利を認めざるをえないように思われる。実際、現在の生殖医療の進歩は、両親のこうした要求を根拠にして達成されて来たものである。そこにあるのは、単に子供を得る権利ではなく、「自分たちの子供を得る権利なのであり、また、それが叶わない場合には、「できるだけ自分たちに近い」子供を得る権利なのである。現代の生殖医療の現状は、こうした強いリプロダクティブ・ライツを想定しなければ理解することはできないように思われる⁽²⁸⁾。

次に(3)についてはどうだろうか。カップルの不妊の状態によって理由の強さは変化するであろう。たとえば夫婦両者の配偶子が機能しない場合、血のつながった子供を得るための最後の手段としてクローニングを希望することには十分な理由があるといえるだろう。しかし、たとえば、夫婦両者の配偶子に致命的な欠陥がなく、通常の方法で出産が見込まれるような場合にクローニングを選択することは、リプロダクティブ・ライツの濫用であろう。なぜなら、そのような場合は、なぜ敢えてクローニングを選択するの

かという理由が問題になり、その理由は「非複製的動機」だけでは説明の付かないものになってしまうからである。クローニングの要求の多くは、これら両極の中間に位置づけられるであろうが、そうした場合でも、少なくとも現状から見て、クローニングの要求がリプロダクティブ・ライツの濫用であると必ずしも断定できないようなケースが存在するように思われる。たとえば、AIDによって子供を得る可能性のある夫婦が、見ず知らずの他人の血を入れたくないという理由によって夫か妻いずれかのクローニングを選択するような場合はどうだろうか。確かに、このような選択は間違っていると多くの人は考えるだろう。しかし、考えてみれば、AIDによって生まれた子供も、AIDによって生まれたという事実によって大きな心理的危険を被る可能性がある。また、いわゆる「出自を知る権利」を巡る現在の状況を見ても、AIDに倫理的問題があることは否定できないであろう。こうした状況を考慮して、クローニングを選択する方が問題が少ないと考える者が現れたとしても、我々はその考えを一蹴してしまうことはできないのではないだろうか。

2-1-3 不妊治療規制の枠組とヒト・クローン作成

以上のように、不妊治療の一環として企図されるヒト・

クローン作成のうち、現行の不妊治療の倫理基準から見て十分な理由を満たすものについては、それを禁ずる十分な倫理的根拠は存在しないように思われる。こうした状況に對して、我々はどのように対処すべきであろうか。

前節で我々は、三つの条件をあげ、これらの条件を満たしうるクローン作成のケースが存在しうると論じた。だが、このうち(2)(3)の条件は、不妊治療の現状との関係で相対的に判定される問題であり、私の議論も、現在の不妊治療のあり方に依存したものにすぎない。枠組が変化すれば、(2)(3)の条件をクリアするクローン作成のケースは存在しなくなるかもしれない。

このことが指し示しているのは、このような場合におけるヒト・クローン作成に対して我々がどのような態度を取るべきなのかという問題は、不妊治療を巡る全体的な倫理的枠組に依存しているということである。この点からして、我々が取るべき対処は、場当たりにヒト・クローン作成を禁止することではなく、むしろ、生殖医療全体の枠組みを定め、その枠組みの中でクローン作成を規制していくということであろう。それゆえ、生殖医療全体の枠組みと、不妊治療におけるルールの提示と、それに対する社会的合意が早急に必要であるとともに、実際の審査に当たる公的組織の設立が望まれる。現在なされるべきは、こうしたこ

とであると思われる。

(北海道大学大学院文学研究科・なかざわ つとむ)

注

(1) 本稿では、「成体の体細胞からの核移植によるクローニ

ング (somatic cell nuclear transfer = SCNT)」のみを考察の対象とし、初期胚からの核移植や初期胚の分割によるものは考察の対象としない。また、ES細胞研究の一部として行われるような、個体の作成を目的としないクローン胚研究の倫理性についても考察の対象としない。

(2) cf. Leon R. Kass, "Making babies – the new biology and the "old" morality", *The Public Interest* 26 (1972), 18-56, H. Jonas, "Biological Engineering – A Pre-view", *Philosophical Essays: From Ancient Creed to Technological Man*, 1974, 141-167.

(3) cf. Lori B. Andrews, "Mom, Dad, Clone: Implications for Reproductive Privacy", *Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics* 7 (1998), p. 178.

(4) 最近では、イタリアのアンティノリ医師らのグループが、2001年1月、不妊治療の一貫としてのクローン人間作成計画を発表し、世界的な問題となった。

(5) 第一次ブームにおける議論については、cf. P・シンガー／D・ウェールズ、加茂直樹訳『生殖革命―子供の新しい作り方―』、晃洋書房、pp. 247-251. そこで論じられているようなクローン作成の目的は、実際には魅力に乏しいものである。

(6) cf. 科学技術会議生命倫理委員会クローン小委員会、「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」1999年11月17日
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingri/kagaku/rinri/cl912271.htm)

(7) e.g. Alex Kahn, "Clone Mammals ... Clone Man?", in *Flesh of My Flesh*, G. E. Pence (ed.), 1998, pp. 111-114. また「われわれの区別と同一性」cf. John Harris, "Cloning and Human Dignity", *Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics* 7 (1998), p. 163 ff.

(8) e.g. P・シンガー／D・ウェールズ「前掲書」pp. 251-2.

(9) cf. Andrews, *op. cit.*, p. 183, G. J. Annas, "Regulatory Models for Human Embryo Cloning: The Free Market, Professional Guidelines, and Government Restrictions", *Kennedy Institute of Ethics Journal* 4 (1994), p. 241.

(10) たとえば、全米生命倫理諮問委員会 (NBAC) の報

告書では、安全性の未確立を根拠として五年間の禁止を勧告している。 cf. *Cloning Human Beings: Report and Recommendations of the National Bioethics Advisory Commission*, 1997

(<http://bioethics.gov/pubs/cloning1/cloning.pdf>)

(11) たとえば、クローン小委員会の前掲文書では社会からクローン呼ばわりされることによる精神的危害が想定されているようだが、不妊治療としてクローン作成が行なわれる場合、プライビシーは保護されると予想される。

(12) Kass, *op. cit.*, p. 43.

(13) Jonas, *op. cit.*, pp. 160-163.

(14) 実際ヨナスは「自分の未来に対して無知でいる権利」が全く新しい権利であることを強調している。 cf. Jonas, *op. cit.*, p. 161.

(15) この区別は、Dena S. Davis, "What's Wrong with Cloning?", *Jurimetrics* 38 (1997), 83-89 からコメントを得たものである。

(16) Davis, *op. cit.*, p. 85.

(17) 私は、これら二つの動機があらゆる場合に明瞭に区別できると主張するつもりはない。実際、予想される様々な具体的事例を考えると、両者が融合して区別しにくいような場合も多いように思われる。このことは、この二

つの動機がクローン作成ではなく、一般的な生殖医療に適用されるとき、さらに甚だしくなるように思われる。

一般的な不妊治療は「非複製的動機」によって行なわれるが、そこに「デザイナー・ベビー」的要素が入り込むと、事態は複雑になってくる。また、体外受精における受精卵診断、AIDにおける精子提供者の選別などについても、同様のことがいえるように思われる。

(18) この点も、Davis, *op. cit.* から示唆を得ている。

(19) Joel Feinberg, "The Child's Right to an Open Future", in *Whose Child? Children's Rights, Parental Authority and State Power*, W. Aiken and H. LaFollette (eds), Totowa, NJ, Rowman & Littlefield, 1980, pp. 124-153.

(20) これはフライング自身論じている二つの事例の一つと同様のものである。

(21) これは、Dena S. Davis, "Genetic Dilemmas and the Child's Right to an Open Future", *Hastings Center Report* 27 (1997), pp. 7-15 の挙げている例である。女子割れなども、同種の権利侵害であろう。

(22) 我々は、「開かれた未来に対する権利」が、たとえば「自分の未来に対して無知でいる権利」のような権利とは全く異なるものである点に注意しなければならない。す

で述べたように、こうした権利は新たに案出された権利である。しかし、「開かれた未来に対する権利」はそうしたものではなく、その内実はすでに社会にその存在を認められた既存の自律権の集合なのであり、それらが担保されている状態を一括りにしたものに過ぎないのである。多くの論者は、この点を見逃しているように思われる。

(23) Feinberg, *op. cit.*, p. 128.

(24) このようなかたちでの権利侵害は、一見すると、親の過度の期待によってもたらされる一般的な権利侵害と類似しており、単に程度の違いしかないようにみえる。だが私は、両者は質的に異なる権利侵害だと考える。というのも、後者の場合、すでに自然的に特定の性格や特性を有している所与の人格Xに対して、親の期待するYという枠が強制されるのに対して、前者の場合には、最初から人為的にYという枠に当てはめられた人格を作成しようとしているからである。

(25) cf. John A. Robertson, *Children of Choice – Freedom and the New Reproductive Technologies*, 1994, p. 29, n. 31. リプロダクティブ・ライツという概念は極めて多様なものであり、本論で問題となっているような類の権利は、リプロダクティブ・ライツとしては特殊なものであろう。

このような権利をリプロダクティブ・ライツとして捉えることに對して否定的な意見もあるだろうが、一般に不妊治療を巡る文脈では、こうした権利はリプロダクティブ・ライツの一つとして理解されているように思われる。

(26) John A. Robertson, "Cloning as a Reproductive Right", *The Human Cloning Debate*, G. McGee (ed.), 2000, p. 48. 彼は他に、遺伝的な不確実性を避けるために、子供を複製して兄弟を作るようなケースを挙げているが、これはリプロダクティブ・ライツの濫用であろう。

(27) もちろん、不妊治療の場合以外でも、容認可能と思われるような例外的ケースはありうる。たとえば、NBA Cの前掲報告書の挙げるような状況(一家で事故に遭い、母親と子供が生き残ったが、子供の方が瀕死状態で絶望的などとき、母親が子供のクローンを作ろうとする)であれば、それを非倫理的として禁止するのは難しいかもしれない。また、重い遺伝病を回避するためのクローン作成なども、容認せざるをえないケースの一つであろう。

(28) cf. Dena S. Davis, "What's Wrong with Cloning?", *Jurimetrics* 38 (1997), p. 85, Carson Strong, "Cloning and Infertility", G. McGee (ed.), *op. cit.*, p. 186 ff., p. 202 ff., Robertson, *op. cit.*, pp. 44-47, p. 50 n. 1.